復興庁令

○復興庁令第１号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第三十七条、第三十九条及び第四十条の規定に基づき、東日本大震災復興特別区域法施行規則の一部を改正する庁令を次のように定める。

平成二十八年四月一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

東日本大震災復興特別区域法施行規則の一部を改正する庁令

東日本大震災復興特別区域法施行規則（平成二十三年内閣府令第六十九号）の一部を次のように改正する。

第八条に次の一号を加える。

五　指定に係る復興推進事業が次のいずれかに該当するものであること。

イ　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物の建築及び賃貸をするものであること（ロに該当する場合を除く。）。

ロ　地域の活力の再生及び地域住民の生活の利便性の確保に資する建築物の建築及び賃貸をするものであって、内閣総理大臣が定める基準に適合するものとして内閣総理大臣が認めるものであること。

第八条に次の一項を加える。

2　指定に係る復興推進事業が法第二条第三項第二号イに掲げるものである場合における前項の規定の適用については、同項中「次に」とあるのは「第一号から第四号までに」とする。

第十条第一項第三号及び第六項中「第八条各号」を「第八条第一項各号」に改め、同条第八項中「十年」の下に「（当該指定の日が法の施行の日から平成二十八年三月三十一日までである場合には、十五年）」を加え、同条に次の一項を加える。

13　指定に係る復興推進事業が法第二条第三項第二号イに掲げるものである場合における第一項第三号及び第六項の規定の適用については、第一項第三号及び第六項中「第八条第一項各号」とあるのは「第八条第一項第一号から第四号まで」とする。

第十六条第八項中「六年」の下に「（当該指定の日が法の施行の日から平成二十八年三月三十一日までである場合には、十一年）」を加える。

第十七条第一項第三号を次のように改める。

三　次のイ又はロに該当するものであること。

イ　指定（法第四十条第一項に規定する指定をいう。以下この条から第十九条までにおいて同じ。）を受けようとする事業年度又は連結事業年度において当該指定に係る復興推進事業の用に供するために新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置、建物及びその附属施設並びに構築物の取得価額の合計額（以下ロにおいて単に「取得価額の合計額」という。）が三億円以上（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十二条の四第二項に規定する中小企業者若しくは農業協同組合等又は同法第六十八条の九第二項に規定する中小連結法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十二号の六の七に規定する連結親法人である農業協同組合等を含む。以下この号において単に「中小企業者等」という。）については、三千万円以上）であること、又は三億円以上（中小企業者等については、三千万円以上）になると見込まれること。

ロ　中小企業者等であって、指定を受けようとする日を含む事業年度又は連結事業年度開始の日から当該開始の日以後三年を経過する日までの間において取得価額の合計額が五千万円以上になると見込まれること（イに掲げるものを除く。）。

第十九条第五項及び第八項中「三十年」を「十五年」に改める。

別記様式第二の一を次のように改める。

別記様式第２の１（第９条関係）

復興推進事業に関する実施状況報告書

年　月　日

認定地方公共団体の長の氏名　殿

指定事業者の氏名又は名称及び代表者の氏名　　印

東日本大震災復興特別区域法第37条第１項に規定する指定（　年　月　日付け）を受けた復興推進事業（以下「事業」という。）の実施状況について、同条第２項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1．事業の内容

2．事業の実施場所

3．指定事業者事業実施計画期間及び指定の有効期間

4．前年度における事業の実施状況

5．前年度における収支決算

6．事業の用に供する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の取得又は製作若しくは建設（以下「設備投資」という。）に関する実績

(1)　指定事業者事業実施計画期間全体における設備投資予定額　総計○○百万円

(2)　年度別内訳

(イ)　○○年度

(i)　設備投資実績額　小計○○百万円

(ii)　内訳

設備名	設置地	取得年月日	取得価額	用途	事業内容

(ロ)　○○年度

(i)　設備投資実績額　小計○○百万円

(ii)　内訳

設備名	設置地	取得年月日	取得価額	用途	事業内容

7．資金の調達に関する実績

(1)　指定事業者事業実施計画期間全体における事業の実施に要する資金額　総計○○百万円

(2)　年度別内訳

(イ)　○○年度

(i)　資金調達実績額　小計○○百万円

(ii)　内訳

資金調達先	資金調達額	資金調達方法